

緊急輸送道路の道路法による占用制限措置の導入について

1 要旨・目的

広島県無電柱化推進計画による無電柱化の取組を進めるとともに、災害発生時に緊急輸送道路の機能を維持し、被害の拡大を防止するため、県管理道路の緊急輸送道路全線に道路法第37条による占用制限措置を導入する。

制限措置導入後は制限区域内の電柱及び電話柱の新設は原則禁止とする。

また、市町管理の緊急輸送道路にも同様の措置を導入するよう、該当する市町の道路管理者（広島市、呉市、尾道市、福山市、三次市、海田町）と連携して取り組む。

2 現状・背景

平成25年に道路法が改正され、同法第37条の規定により「災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合」は、区域を指定して道路の占用を禁止又は制限することが可能となった。

これを受けて、令和4年6月に国土交通省から全ての道路管理者に対して、緊急輸送道路全線に新設電柱の占用制限措置の導入を検討するよう要請があった。

3 概要

(1) 制限の対象となる事業者

電柱管理者の電気事業者及び電気通信事業者（ケーブルテレビ事業者含む）。

(2) 制限の対象道路

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画で定める県管理道路の全路線、全区間とする。

対象道路内訳

※路線数の（ ）内は実数

区分	国道(路線数)	延長(km)	県道(路線数)	延長(km)	路線数計	延長計(km)
第1次	17	827.4	41	296.6	58	1,124.0
第2次	5	49.8	59	480.8	64	530.6
第3次	1	2.1	4	12.3	5	14.4
計	23 (17)	879.3	104 (82)	789.7	127 (99)	1,669.0

(3) 制限の内容

ア 対象物件

道路区域内に新設する電柱及び電話柱（ケーブルテレビ事業者等の電柱も含む。）

イ 既設電柱の取扱い

現在許可を受けているものについては、許可期間の更新や老朽化等による建替え、移設を含めて、当面の間占用を認めることとする。

ウ 例外措置

次の場合であって、地中化や道路区域外に設置場所が確保できない場合は、一定期間（原則2年間）仮設電柱として設置を許可する。

- ① 災害又は事故が原因で現に供給されていた電力，通信サービスが途絶えた場合
- ② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で，新たに電力，通信サービスが必要となった場合

(4) 今後のスケジュール

令和4年11月	電柱管理者との協議（他市町との合同）
令和4年12月	交通管理者（各警察署）との協議
令和5年2月	指定告示
令和5年4月	制限開始